



●は、供用開始地域  
□は、新たな認可地域

清流の流れる美しいまちを  
目指してスタートした下水道  
は、皆さんの協力により、平  
成九年度の工事も無事完  
了し、四月一日からその  
部分を供用開始します。  
また、本年度より、新た  
に下水道事業を実施する  
区域（認可区域）として  
八十四号が追加され、二  
百九十三号となりました。  
下水道の供用開始区域に  
土地を持っている人は、  
次の二つの義務が生じま  
す。

一、受益者負担金  
下水道のある生活が始  
まると快適な生活環境が  
生まれ、その土地の利用  
価値も増加します。  
しかし、この事業には  
多大な費用がかかります。  
この費用の一部を下水道  
の整備により直接受益を  
受ける人に負担してい  
たのが、受益者負担金  
制度です。  
負担金は供用開始時に一度

## 下水道広げて守ろう水の星

だけ賦課され、その単位当た  
りの負担金は次のとおりです。  
一㎡当たり 四百九十円  
一坪当たり 約千六百十七円

二、下水道への接続  
供用開始となった土地  
に家屋のある人は、三年  
以内にトイレを水洗化し、  
台所などからの汚水と一  
緒に下水道へ接続する義  
務が生じます。

受益者負担金の賦課対象  
区域と新たな認可区域  
となる土地の縦覧  
市では、ことし受益者  
負担金の対象区域となる  
土地の所有者の人に、そ  
のむねを文書で連絡をし  
ます。また、下水道課で  
関係図面を縦覧すること  
ができます。期間は、四  
月一日～十四日です。

※問い合わせは、  
下水道課まで

## 人権と二十一世紀へ向けて⑩

### 今後の事業

（五年間延長について）

さて、それでは今後の同和  
対策事業はどうなるのでし  
ょうか。

一九九七（平成九）年三月  
に成立した「地対財特法の一  
部を改正する法律」では、全  
部で十五の事業が五年間延長  
されることになっています。

そのうち、すぐに地方自治  
体にまかせては財政的負担が  
大きくなりすぎたり、残事業

のある「環境改善関係の事業」  
については、国が財政上の特  
別措置を行うことになってい  
ます。同和地区の住宅建設、  
道路や下水道の整備などに  
かかる事業がこれにあたります。

しかし、これら事業につ  
いては一九九六年七月までに  
行っているものや、国が計画  
を承認したもの以外は実施す  
ることができません。あくま  
でも残事業を早く終わらすた

めの措置なのです。

また、教育や仕事・産業な  
ど、まだ較差のある問題につ  
いては、必要な経過措置・法  
的措置を行うことになってい  
ます。

教育の較差に対しては高校  
や大学などの奨学金制度、仕  
事の安定のために職業指導・  
職業講習などの事業が実施さ  
れます。産業面の較差につ  
いては、農山漁村経営改善資金  
貸付事業、営農・生活相談員  
事業などが行われます。

そして、この法律ではふれ  
られていませんが、結婚など  
を中心に根強く残る差別意識  
をなくしていくための同和教  
育は、今後も続けられます。

これからの取り組みについて  
は、「人権教育のための国連  
十年国内行動計画」や、現在  
集中的に審議が進められてい  
る「人権擁護推進審議会」の  
答申でも明らかにされます。  
これまで同和教育は、「部



## 八丁地区集会所が完成

平成9年度コミュニティー助成事業（宝くじ  
助成事業）の支援により、地域環境の変化に伴  
い、多様化するニーズに対応すべく、自治会の  
活動拠点として待望の集会所が設置されました。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| ■ところ  | 十市字八丁3233番地       |
| ■敷地面積 | 109.2㎡            |
| ■床面積  | 38.9㎡             |
| ■建物構造 | 鉄骨平屋建て<br>和型スレート瓦 |

落差別をはじめ一切の差別を  
なくす教育」として、在日朝  
鮮人問題や女性問題、障害者  
問題などさまざまな問題に取  
り組んできました。これから  
の同和教育・啓発は、今まで  
つちかかってきた同和教育的成  
果を受けつぎながら、高齢者  
やHIV（エイズ）感染者な  
どに対するさまざまな人権問  
題を解決していく「人権・同  
和教育、啓発」として進めら

れていきます。そこでは諸外  
国の人権問題解決への新しい  
取り組みなども取り入れられ  
ながら行われていくでしょう。  
二十一世紀は「人権と環境  
の世紀」といわれ、これはす  
でに世界的な流れとなってい  
ます。私たちが、新しい世紀  
に向けて、本当に人権が尊重  
される社会とは何か、どう行  
動していけばいいか、一緒に  
考えていきましょう。